平成２５年（フ）第９４０２号
埼玉県入間市大字新久938―13
債務者　北田　晃嗣
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４０４号
埼玉県本庄市児玉町金屋1076―１―８
債務者　町田　有子
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４０５号
東京都立川市幸町２丁目16―４　都営幸町第５　２棟302
債務者　手塚みつ江（旧姓沖津・奥田）
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４０６号
東京都八王子市千人町３丁目15―４―303
債務者　関山　　剛
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４０９号
東京都世田谷区奥沢８丁目26―23　ハイツ八十七Ａ棟203
債務者　青木　優子（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４１０号
東京都練馬区桜台４丁目２―６―303
債務者　近藤　幸世（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４１１号
東京都足立区西保木間３丁目12―12―403
債務者　大塚　正己
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４１２号
東京都江戸川区南葛西２丁目13―14―107　ビッグラブ21
債務者　荒木　孝仁
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４１３号
東京都杉並区高井戸東３丁目18―７　杉交第２ビル202
債務者　木嶋　裕幸
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３９号
静岡県藤枝市兵太夫1010番地　ツインハイムＡ101号、旧住所静岡県藤枝市高洲１丁目９番23―408号　ロイヤルシャトー藤枝高洲
債務者　鈴木　安人
1　決定年月日時　平成25年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９３５４号
埼玉県深谷市上柴町西２丁目２番地４　エスポワール203号、住民票上の住所埼玉県熊谷市本石１丁目210　ＭＳモモ―501
債務者　鈴木　　満
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５１号
東京都福生市大字熊川464番地１ベルゾーネ福生102号室
債務者　池間　由美（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月６日午前10時
東京地方裁判所庁立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７８０１号
東京都板橋区大谷口１丁目12―１、住民票上の住所東京都葛飾区宝町２丁目11―10―101
債務者　近藤　亮介
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６２２号
東京都世田谷区世田谷３丁目26―16―７
債務者　加藤よし江
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３４０号
東京都目黒区原町１丁目32―８―310
債務者　館山　伸代
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部